

# 助成年度：平成8年度

[所属] 九州大学 農学部

[役職] 教授

[氏名] 横川 洋 (他計4名)

[課題]

## 農業環境政策における共同負担原則と汚染者負担原則の

### 適用をめぐる国際比較研究

－農業環境政策の形成原理と形成条件の解明のために－

[内容]

#### 1. 研究課題の意義

農業環境政策をめぐる内外の状況は、OECDでの検討事項が各国の農業環境政策の分析と汚染者負担原則の適用可能性であることを受けて、わが国でも農業のプラス効果とマイナス効果の両面を考慮した体系的な農業環境政策の形成に向けた学術的議論が開始された。本研究はこのような事態を予測して進めたものである。

#### 2. 農業環境政策の形成原理

1) 農業と環境の相互関係：農業は環境に対してプラス効果（＝外部経済）もマイナス効果（＝外部不経済）も及ぼす。プラス効果には国土・環境保全、緑資源・緑空間提供、保健・休養機能、教育機能、伝統文化維持などが、マイナス効果には、肥料、農薬による水、土壌、大気汚染、生物資源の生命力減退、生物種の減少、及び基盤整備、機械化による生息基盤の奪取、景観像の単調化などがある。

2) 農業環境政策の原理：農業環境政策は外部不経済を減少させ、外部経済を増加させるように生産者を誘導する政策である。誘導の手法として、普及（推進）活動、法規制、補助金支給などがあり、費用負担の原理として、汚染者負担原則と共同負担原則の二つがある。環境政策の一般原則は汚染対策費用を汚染の第一次原因者が負担する汚染者負担原則であるが、農業では汚染対策費用を財政から共同に負担する共同負担原則が主に適用される。これは①汚染者が特定できない、②汚染のコントロールが難しい、③製品価格への上乗せによる消費者への転嫁が難しいなどの理由からである。

3) 農業環境政策の形成原理－二つの原則の区分基準：汚染者負担原則と共同負担原則の適用区分基準は概念的レベルと量的レベルがあるが、量的レベルは農業環境政策の厳密化につれて上昇するし、他国にはそのまま適用できないから、さし当たり概念的基準が重要である。これは法規制か罰則の形で与えられ、社会的に遵守すべき基準となる。ドイツ、イギリスではEU共通の「適切な農業活動準則」(91年)を受けて、従来からの独自の基準を改正して新しい基準が制定されている。ドイツでは、96年の「施肥令」により施肥方法で従来の基準のレベルアップがもたらされた。アメリカでは「とくに浸食を起しやすい土地」の土壌保全付き耕作が、この意味の基準であると理解される（これを遵守しないと不足払い、価格支持などの一般の補助金が受けられないという意味で罰則規定である。このような手法をクロス・コンプライアンスと呼ぶ）。

4) 農業環境政策の事例－汚染者負担原則と共同負担原則：上述の基準以上に水準の高い規制を遵守する場合に、その損失が共同負担原則により財政から補償されるし、もっと高い水準ならば公益的機能に対する報酬が支払われる。その基準以下の水準の対策の場合に、汚染者負担原則が適用される。わが国は共同負担原則による政策体系がまだないが（それゆえ上述の意味の基準もまだないが）、地方自治体では市街化区域の水田の降水調節機能